

掛川市条例第6号

掛川市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市部設置条例の一部を改正する条例

掛川市部設置条例（平成17年掛川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 市民協働部</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><u>(6) 環境経済部</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市民協働部</u>の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 観光に関すること。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 <u>環境経済部</u>の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 農業に関すること。</u></p> <p><u>(3) 森林施策に関すること。</u></p> <p><u>(4) 土地改良に関すること。</u></p> <p><u>(5) 環境衛生に関すること。</u></p> <p>7～9 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 協働環境部</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><u>(6) 産業経済部</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>協働環境部</u>の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 環境衛生に関すること。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 <u>産業経済部</u>の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 観光に関すること。</u></p> <p><u>(3) 農業に関すること。</u></p> <p><u>(4) 森林施策に関すること。</u></p> <p><u>(5) 土地改良に関すること。</u></p> <p>7～9 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 掛川市職員の給与に関する条例(平成17年掛川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前		改正後	
別表第2(第3条関係) 級別基準職務表		別表第2(第3条関係) 級別基準職務表	
職務の級	職務の内容	職務の級	職務の内容
(略)		(略)	
6級	1 (略) <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) <u>11</u> (略)	6級	1 (略) <u>2</u> 政策官の職務 <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) <u>11</u> (略) <u>12</u> (略)
7級	1～3 (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略)	7級	1～3 (略) <u>4</u> 市長政策室長の職務 <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略)
8級	<u>1</u> (略) <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略)	8級	<u>1</u> 戦略監の職務 <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略)

$\frac{7}{8}$ (略)	$\frac{8}{9}$ (略)
-------------------	-------------------

(掛川市生涯学習まちづくり土地条例の一部改正)

3 掛川市生涯学習まちづくり土地条例（平成17年掛川市条例第128号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(庶務) 第26条 審議会の庶務は、 <u>市民協働部</u> において処理する。	(庶務) 第26条 審議会の庶務は、 <u>協働環境部</u> において処理する。

(掛川市環境基本条例の一部改正)

4 掛川市環境基本条例（平成17年掛川市条例第227号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(庶務) 第26条 審議会の庶務は、 <u>環境経済部</u> において処理する。	(庶務) 第26条 審議会の庶務は、 <u>協働環境部</u> において処理する。

(掛川市自然環境の保全に関する条例の一部改正)

5 掛川市自然環境の保全に関する条例（平成18年掛川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(庶務) 第19条 審議会の庶務は、 <u>環境経済部</u> において処理する。	(庶務) 第19条 審議会の庶務は、 <u>協働環境部</u> において処理する。